

平成20年第2回大仙市議会定例会会議録第1号

平成20年6月9日（月曜日）

議事日程第1号

平成20年6月9日（月曜日）午前10時開議

第1 議席の一部変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定（17日間）

第4 議長報告

- ・ 常任委員会委員の所属の一部変更
- ・ 専決処分報告（法第180条関係）
- ・ 平成19年度財団法人大仙市開発公社決算
- ・ 平成20年度財団法人大仙市開発公社事業計画
- ・ 平成19年度大仙市土地開発公社決算
- ・ 平成20年度大仙市土地開発公社事業計画
- ・ 株式会社TMO大曲第4期（平成19年度）決算
- ・ 株式会社TMO大曲第5期（平成20年度）事業計画
- ・ 西仙北温泉インター株式会社第9期（平成19年度）決算
- ・ 西仙北温泉インター株式会社第10期（平成20年度）事業計画
- ・ 株式会社協和リゾート管理公社第13期（平成19年度）決算
- ・ 株式会社協和リゾート管理公社第14期（平成20年度）事業計画
- ・ 株式会社協和振興開発公社第4期（平成19年度）決算
- ・ 株式会社協和振興開発公社第5期（平成20年度）事業計画
- ・ 太田町生活リゾート株式会社第16期（平成19年度）決算

- ・ 太田町生活リゾート株式会社第 17 期（平成 20 年度）事業計画
- ・ 平成 19 年度大仙市継続費繰越計算書
- ・ 平成 19 年度大仙市繰越明許費繰越計算書
- ・ 平成 19 年度大仙市上水道事業会計予算繰越計算書
- ・ 例月現金出納検査結果

第 5 議会運営委員会委員の辞任について (表 決)

追加日程第 1 議会運営委員会委員の選任について (表 決)

第 6 報告第 10 号 専決処分報告について(大仙市税条例の一部を改正する条例)
(説 明)

第 7 報告第 11 号 専決処分報告について(平成 20 年度大仙市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)) (説 明)

第 8 議案第 127 号 大仙市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)

第 9 議案第 128 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(説 明)

第 10 議案第 129 号 大仙市協和自然資源等活用型交流促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)

第 11 議案第 130 号 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)

第 12 議案第 131 号 大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)

第 13 議案第 132 号 大仙市八乙女温泉さくら荘設置条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)

第 14 議案第 133 号 大仙市南外ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)

第 15 議案第 134 号 大仙市福祉関係計画審議委員会条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)

- 第 1 6 議案第 1 3 5 号 大仙市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)
- 第 1 7 議案第 1 3 6 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)
- 第 1 8 議案第 1 3 7 号 大仙市立大曲病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)
- 第 1 9 議案第 1 3 8 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)
- 第 2 0 議案第 1 3 9 号 大仙市宮野球場条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)
- 第 2 1 議案第 1 4 0 号 大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)
- 第 2 2 議案第 1 4 1 号 大仙市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例の制定について (説 明)
- 第 2 3 議案第 1 4 2 号 大仙市ふるさと応援基金条例の制定について (説 明)
- 第 2 4 議案第 1 4 3 号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設条例の制定について (説 明)
- 第 2 5 議案第 1 4 4 号 大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設条例の制定について (説 明)
- 第 2 6 議案第 1 4 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (説 明)
- 第 2 7 議案第 1 4 6 号 大仙市寺館地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について (説 明)
- 第 2 8 議案第 1 4 7 号 市道の路線の認定及び廃止について (説 明)
- 第 2 9 議案第 1 4 8 号 平成 2 0 年度大仙市一般会計補正予算 (第 3 号) (説 明)
- 第 3 0 議案第 1 4 9 号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)
- 第 3 1 議案第 1 5 0 号 平成 2 0 年度大仙市一般会計補正予算 (第 4 号) (説 明)
- 第 3 2 議案第 1 5 1 号 平成 2 0 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)

出席議員（29人）

1番	大坂義徳	2番	佐藤文子	3番	小山誠治
4番	佐藤隆盛	5番	藤井春雄	6番	杉沢千恵子
7番	佐々木昌志	8番	高橋敏英	9番	
10番	千葉健	11番	渡邊秀俊	12番	金谷道男
13番	斉藤博幸	14番	佐々木洋一	15番	武田隆
16番	藤田君雄	17番	菊地幸悦	18番	佐藤芳雄
19番	大野忠夫	20番	大山利吉	21番	高橋幸晴
22番	本間輝男	23番	門脇一男	24番	橋本五郎
25番	橋村誠	26番	佐藤孝次	27番	鎌田正
28番	北村稔	29番	竹原弘治	30番	児玉裕一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	山王丸愛子	教育長	三浦憲一
代表監査委員	田牧貞夫	総務部長	老松博行
企画部長	小松辰巳	市民生活部長	元吉峯夫
健康福祉部長	岡晴隆	農林商工部長	藤原薫
建設部長	中嶋喜代博	病院事務長	富岡曉雄
水道局長	藤田良雄	教育次長	相馬義雄
教育次長	藤原保子	総務課長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	参事	高橋薫
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主任	菅原直久		

午前10時00分

○議長（大坂義徳君） 開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行いたいと思います。

去る5月28日に開催されました全国市議会議長会第84回定期総会において、橋本五郎君が長年にわたる正副議長職の功勞により表彰されましたので、その表彰の伝達を行います。

それでは、ただいまから伝達いたしますので、橋本五郎君、演壇の前までお進み願いたいと思います。

【 表彰状伝達 】

午前10時01分 開 会

○議長（大坂義徳君） これより平成20年第2回大仙市議会定例会を開会いたします。

市長から招集のあいさつがあります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 おはようございます。

本日、平成20年第2回大仙市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告2件、条例案19件、単行案3件、補正予算3件の合計27件のほか、教育委員会委員の任命、固定資産評価審査委員会委員の選任及び人権擁護委員の候補者の推薦に関する人事案件について、準備が整い次第、追加提案する予定であります。各案件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、本年度の各部局ごとの主要事業の進捗状況並びに諸般の状況を報告させていただきたいと存じますが、その前に大曲社会保険健康センター「ペアーレ大曲」及び西仙北地域のユメリアとインターチェンジについてご報告いたします。

はじめに、「ペアーレ大曲」について申し上げます。

平成17年10月1日、厚生年金保険法及び国民年金法等により整備された年金福祉施設等の整理合理化を進めるため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、通称RFO施設機構が平成22年9月30日までの期限付で設置され、現在、施設の一般競争入札による譲渡作業を進めております。

大曲地域に平成11年4月に設置された大曲社会保険健康センター「ペアーレ大曲」

について、先般、R F O施設機構の担当職員が本市を訪れ、本年10月を目処に売却のための一般競争入札を実施したい旨の説明と、入札への参加の有無について問い合わせがあったところであります。

「ペアーレ大曲」は、旧大曲市が中心市街地の核施設として誘致したもので、利用者が平成19年度実績で延べ7万2,449人と、市内外の多くの方々が利用している施設であることから、市といたしましては本施設の取得を前提に入札に参加したいと考えております。

R F O施設機構からは、年金福祉施設等を譲渡・廃止し、年金の財政運営に資することを目的に実施するものであり、入札に当たって市町村が有利になるような条件を付加することはできないとの説明を受けております。

入札への参加については、7月上旬に予定されているR F O施設機構の公告の最低売却価格を見て決定することになりますが、入札参加を前提に作業を進めさせていただくとともに、本件に係る予算につきましては、第3回市議会定例会に計上させていただきたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

次に、西仙北地域のユメリア及びインターチェンジについてであります。

ユメリアにつきましては、毎年赤字経営が続いているため、現在運営している第三セクターでの経営は困難であると、同社の取締役会、株主総会で判断され、先般、同社から市に対して指定管理者協定締結解除の申し出があったところであります。

市といたしましては、ユメリアは多額の費用が投じられた施設でもあり、また、年間10万人前後が利用する温泉宿泊施設であることから、今後とも維持していくべき施設であるとの判断のもと、新たな指定管理者となる経営者を全国から募集することにしたと考えております。

なお、新たな指定管理者が決定するまでは、現在の西仙北温泉インター株式会社運営を委託してまいりたいと存じます。

また、西仙北インターチェンジにつきましては、E T C化への対応が喫緊の課題となっており、その早期実現を図るため、市議会と一緒に、県をはじめ国土交通省や東日本高速道路株式会社、さらには県選出国會議員に対し、積極的な要請活動を行ってまいりたいと考えております。

それでは、各部局ごとの主要事業の進捗状況等について、ご報告させていただきます。

はじめに、企画部関係について申し上げます。

ふるさと納税制度につきましては、新しい寄附金の税制度であります。寄附金の有効活用を図るため「大仙市ふるさと応援基金」を設置することとし、今次定例会で条例案の審議をお願いしております。

多くの方々から寄附をしていただけるよう、市の広報やホームページなどによるPRのほか、大仙市首都圏ふるさと懇話会に協力をお願いするとともに、各地域のふるさと会へも積極的に働きかけてまいります。

中心市街地活性化基本計画策定につきましては、計画策定時に意見をいただく「中心市街地活性化協議会」の設立に向けての準備作業を関係機関とともに進めているところであります。

小規模集落コミュニティ対策につきましては、市内の全町内、集落を対象としたアンケート調査及び高齢化率が高く20戸以下の小規模集落を対象とした戸別アンケート調査を6月中に実施するための準備を進めております。

国道13号、46号及び106号の周辺8市町村で構成する秋田・岩手地域連携軸推進協議会の総会が去る5月23日、本市で開催され、大規模災害時に物資の提供や職員派遣を行うとした「大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定」の締結式が行われたところであります。

「広報だいせん」につきましては、秋田県広報コンクールで第1位となり、日本広報協会が主催する平成20年全国広報コンクールに参加しておりましたが、先般、広報紙部門、市の部において4席に入賞いたしました。今後とも「市民に親しまれ、愛されるまちの応援団」としての広報紙づくりを目指してまいりたいと存じます。

国際交流につきましては、本市の中学生8名と引率3名を8月7日から11日までの5日間の日程で、大韓民国の唐津郡へ派遣し、交流事業を行うこととしております。経費につきましては本市と唐津郡の双方で負担するものであり、今次定例会に予算の補正をお願いしております。

次に、市民生活部関係についてであります。

交通安全対策につきましては、春の全国交通安全運動の期間中に、交通指導隊、関係機関・団体との連携のもとに、早朝や夜間における巡回指導パトロールをはじめ、街頭キャンペーン、保育園での交通安全教室などを実施し、併せて6月1日から自動車の後部座席のシートベルト着用が義務化されたことから、昨年からの重点的に取り組んでいる「チャイルドシート着用・使用推進キャンペーン」とともに、後部座席のシートベルト

着用の啓発活動を実施しております。

防犯活動につきましては、青色回転灯装着車によるパトロールを一層強化するため、大仙警察署の協力のもと、5月9日と15日に講習会を開催し、新たに市職員79名が秋田県警察本部長から実施者証の交付を受け、被交付者は県内市町村トップの218名となり、パトロール車両を増加するとともに巡回エリアを拡大いたしました。

消防につきましては、4月6日から12日までの春の火災予防運動週間中に各支団において防災訓練や駆け付け訓練を、また、6月8日に水防技術の一層の向上と体制の強化を図るための水防講習会を雄物川河川敷で実施しております。この後、6月29日と7月5日・6日に8地域において消防訓練大会、7月19日には郡市消防訓練大会が雄物川河川敷で開催される予定であります。

また、消防団員確保対策として、入団しやすい環境を整えていただくため、県内では初めての「消防団協力事業所表示制度」を設け、4月11日に市内の34事業所に消防庁規格の表示証を交付しております。今後は、女性消防団員の入団も視野に入れた団員確保に努めてまいります。

防災につきましては、水位や気象情報の伝達を行う「災害情報メール」の運用を始めております。

また、4月7日に神奈川県座間市との「第3回災害対策連絡会議」を本市で開催し、両市における災害対応の情報交換や緊急連絡体制などについて広く意見を交わしたところであります。

国民健康保険事業の平成19年度決算見込みにつきましては、実質収支で6,516万5千円の黒字であります。平成18年度の繰越金7,610万5千円及び財政調整基金2億8,754万7千円を投入していることから、実質単年度収支では2億9,848万7千円の赤字決算となる見込みであります。

本年度の国民健康保険税は、国保加入者の高齢化が進むにつれ医療費が増大し、税率の引き上げが避けられない状況でありました。

しかし、平成17年の合併以来、財政調整基金を繰り入れしてもなお税率アップせざるを得ない状況が3年続き、諸物価の上昇と農業収入の減少、また、定率減税の廃止などにより、市民の負担感は限界に近いものとなっていると思っております。

このため、本年度は財政調整基金及び前年度繰越金の全額に加えて、緊急避難的な措置として一般会計からの繰り入れを行い、税率を据え置くことといたしました。

税率については、これまでの医療分・介護分の2本立ての課税方式から、後期高齢者支援分が加わり3本立ての課税方式に変更となり、医療分につきましては所得割を8%とし、均等割を1万6,800円、平等割を2万6,400円に、新設された後期高齢者支援分については所得割を2%とし、均等割を4,200円、平等割を6,600円としておりますが、医療分・介護分ともに据え置くことにしたいと存じます。

今後の国民健康保険事業につきましては、市民の皆様から国保財政が極めて深刻で危機的な状況であることを十分理解していただくよう努めるとともに、来年度に向けて大仙市全体の事業調整も視野に入れ、国保事業を安定化するための体制とルールづくりを早急に行うこととしております。

家庭ごみの有料化につきましては、これまで実施した説明会等により周知を図ってきたことから、4月に大きな混乱もなくスタートしたところであります。

また、ごみ袋証紙指定販売店の登録状況は、現在244店舗で、市内で流通している有料ごみ袋は可燃・不燃合わせて100万枚以上となっております。

子育て支援等の観点から導入したごみ袋の手数料免除申請状況につきましては、乳幼児に係る申請が337件、要介護に係る申請が316件となっております。

ごみの不法投棄対策につきましては、4月から巡回パトロールを月1回から3回に強化するとともに、一斉清掃デーの4月20日には広報車による不法投棄防止キャンペーンを実施しております。また、山間部等へのごみ投棄を防ぐため、市単独の監視カメラ1基と県から貸与された1基を効果的に設置することとしております。

再資源化の推進としては、食品トレイを回収するための拠点箇所を市内30カ所に拡大したところであります。

新最終処分場につきましては、4月から順調に運営しており、施設周囲の植栽工事等については7月の完成を目処に進められております。

次に、健康福祉部関係についてであります。

地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉の計画策定のため設置されておりました「福祉関係計画審議委員会」の第1回目の会議を去る5月29日に開催しております。本審議委員会には、個別計画に係る4つの部会を設置し、それぞれの部会での検討をお願いし、年内にそれぞれの計画について答申をいただく予定となっております。

子育て支援につきましては、西仙北地域の旧寺館保育園を活用した「地域ふれあいセンター」を7月に開設することとし、地元寺館集落会を指定管理者とする選定案のご

審議を今次定例会でお願いしております。

保育環境の整備につきましては、大曲中央保育園において3歳未満児を保育するための改修工事を5月に完了し、6月から保育が開始されております。

社会福祉施設等の法人化につきましては、4月から大仙ふくし会が特別養護老人ホーム1施設、大空大仙が保育所4施設、大曲保育会においては幼稚園2施設、合わせて7施設をそれぞれの社会福祉法人が引き受け、順調に運営されております。

自殺予防対策につきましては、医師会、薬剤師会など関係機関19名の方々に委嘱し、「大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会」を設置し、去る5月23日に第1回目の会議を開催しております。

新聞報道にありますように、秋田県は平成7年から13年連続で自殺率日本一という残念な記録が続いておりますので、協議会では各分野ごとの役割分担を行いながら、相互の連携を図った心の健康づくりを展開してまいります。

また、9月中旬に、自殺予防週間街頭キャンペーンを行い、11月には市民を対象とした自殺予防推進フォーラムの開催など、啓発活動を積極的に行ってまいります。

本年度から本庁大曲庁舎、西仙北庁舎、中仙庁舎の3カ所に設置しております地域包括支援センターにつきましては、社会福祉士など専門の資格を有する職員を配置し、高齢者に対する包括的、継続的なマネジメントを行っております。

次に、農林商工部関係についてであります。

水田の春作業につきましては、天候に恵まれたことから順調に進み、耕起作業は5月5日で終了し、田植え作業は5月27日には終期となっております。

また、直播栽培の播種作業は5月11日から始まり、平年並みの5月19日に終了しております。

米の生産調整につきましては、20年産米の需要量に関する情報によりますと、前年より3,751t少ない7万640t、117万7,000俵余りで、5月末までに生産調整実施計画を取りまとめ、6月中旬から全市一斉に転作現地確認事務に入ることとしております。

また、国の19年度補正で予算措置された生産調整の拡大に伴う地域水田農業活性化緊急対策につきましては、2,200人の農業者の方々が面積で648ha、緊急一時金として3億2,300万円の契約を結んでおります。

本年3月末の認定農業者は1,471経営体、農業法人は34経営体、集落営農組織

は68経営体となっております。

2年目となる「農地・水・環境保全向上対策」につきましては、新規の組織を加え123の組織において、4月から順調に活動が始まっております。

市営放牧場の利用状況につきましては、昨年度同様、大曲、神岡、西仙北及び協和地域の4カ所において、市外からの17頭を含め、現在、和牛141頭、乳牛14頭の合計155頭を放牧しております。

6月15日に北秋田市の県立「北欧の杜公園」において開催されます第59回全国植樹祭には、本市から178名の市民の参加が予定されております。

本年3月卒業の高校生の就職状況につきましては、ハローワーク大曲管内で就職希望者388人に対し、4月末現在での就職者は384人で99%の就職率となっております。このうち県内就職者は262人で全就職者の68.2%となっており、県内就職率は昨年と比べ若干低くなっておりますが、県内就職者数では昨年より23人多くなっております。

雇用促進を図るため仙北地域振興局、ハローワーク大曲及び本市の三者合同で、5月26日から市内の企業を訪問し、市の雇用助成制度の紹介と併せて新規雇用に向けた働きかけを行っております。

市内5つの商工会が去る4月1日に「大仙市商工会」として発足し、合併により組織・財政基盤の強化とスケールメリットを生かした事業展開が期待されており、今後は同商工会を含めた市内2つの商工団体と市との連携を深めてまいりたいと考えております。

工業振興につきましては、神岡地域に県の大規模な新規工業団地の実現を図るため、去る4月11日、神岡農村環境改善センターにおいて県の担当者から出席いただき地元説明会を開催し、地域の方々約70名の参加をいただきました。また、4月14日には県知事に面会し、市と市議会連名による工業団地の実現のための要望書を提出しております。

新規の企業誘致につきましては、首都圏で製造業を営む本市出身者の事業所を対象とした「秋田県大仙市首都圏企業懇話会」を開催し、情報交換によって企業誘致あるいは企業訪問の糸口にしたいと考えており、今次定例会に予算の補正をお願いしております。

次に、建設部関係についてであります。

道路整備につきましては、道路特定財源の暫定税率失効により、すべての事業について4月中は発注を見合わせましたが、暫定税率復活後、本年度の財源に目処がつきまし

たので事業の遂行に支障のないように発注を進めているところであります。

市単独事業の新設及び改良事業については、62路線のうち10路線について発注済みであり、今後、順次発注する予定であります。

また、地方道路交付金事業4路線及び地方特定道路整備事業1路線についても設計業務が完了次第、発注する予定であります。

大曲駅前第二地区土地区画整理事業の建物移転につきましては、中通町及び大花町地区の移転対象物件の各権利者と交渉中であり、交渉が整い次第、区画道路工事や宅地造成に着手してまいります。工事関係につきましては、引き続き中通こ道橋新設工事を実施中であります。

都市再生住宅の建設につきましては、5月末までに2階部分までの建築工事が完了しております。

まちづくり交付金事業につきましては、大曲駅周辺地区において、しあわせ公園の設計業務を6月中旬に、地域交流センターの設計業務を7月中に、それぞれ発注の予定であります。また、駅裏6号線道路改良工事につきましても7月下旬に発注する予定であります。

神岡地域の駅前交流広場整備工事及び幼保一体施設外構工事につきましては5月下旬に発注済みであり、駅北線改良工事は6月中旬に、中央公園整備工事は7月中旬に、それぞれ発注の予定であります。

中仙地域の旧街道周辺地区については、二日町石持線及び新山5号線の舗装工事の発注に向け、準備を進めております。

協和地域の羽後境駅周辺地域においては、駅東線の用地買収につき契約の締結を終え、所有権移転登記の作業を進めております。

地域住宅交付金事業の対象である福見町市営住宅の火災報知器設置工事及び西仙北地域北ノ沢地区の市営住宅建築工事並びに同敷地内構内道路等工事につきましては、7月中の県の交付決定を待って工事発注の準備を進めております。

南外ふれあいパークのグラウンド・ゴルフ場駐車場整備工事及びトイレ設置工事につきましては、早期の完成を目指し、設計業務を進めております。

公共下水道事業につきましては、継続事業であります4地域の整備を順次発注の予定であります。なお、平成19年度末の公共下水道事業の整備済み面積は1,222haで整備率51%、汚水管渠延長215km、普及率は31.9%であり、水洗化戸数は

6, 983戸、水洗化率は62.9%となっております。

農業集落排水事業につきましては、本年度新規採択の角間川地区を含め5地区で計画されており、中仙地域田ノ尻地区において中継ポンプ8カ所を発注済みであります。

次に、国・県関係工事についてであります。

国道13号関連の大曲バイパス4車線化事業につきましては、現玉川橋歩道設置工事が9月中に、旧玉川橋撤去工事は平成21年度にそれぞれ完了の予定で、神宮寺バイパス事業につきましては、都市計画道路大坪線までの1.9km区間について平成22年度の供用開始に向けての整備を、また、協和峰吉川地区については雪崩防止柵の整備を、それぞれ行う予定と伺っております。

雄物川の大曲橋上流右岸の堤防につきましては、堤防の質的整備工事を本年度から着手する予定に、また、中流部緊急対策特定区間につきましては、用地補償を継続する予定と伺っております。

土買川の築堤事業に伴う水尺橋架け替え工事につきましては、10月末に完了の予定と伺っております。

大曲橋架け替え事業につきましては、橋脚2基の工事と用地買収及び建物補償を継続して行う予定と伺っております。

国道105号四ツ屋地区道路改築事業につきましては、県道国見・大曲線の交差点までの約1.5km間を年次計画で事業を行うこととし、本年度は延長520mについて用地測量、用地買収及び建物補償を行う予定と伺っております。

主要地方道湯沢・雄物川・大曲線の角間川工区事業につきましては、建物補償を行い、平成21年度に完了の予定と伺っております。

西仙北地域の主要地方道本荘・西仙北・角館線道路改築事業につきましては、本年度用地買収を行い平成21年度までに、また、県道土川・中仙線道路改築事業につきましては改良舗装を行い本年度中に、それぞれ完了の予定と伺っております。

中仙地域の主要地方道大曲・田沢湖線道路整備事業の歩道設置工事につきましては、7月末に完了の予定と伺っております。

堆雪帯の確保及び歩道設置工事につきましては、南外地域の主要地方道神岡・南外・東由利線道路改築事業が本年度用地補償を行い平成22年度までに、また、太田地域の主要地方道角館・六郷線道路改築事業につきましては本年度改良舗装を行い平成21年度までに、それぞれ完了の予定と伺っております。

次に、水道局関係についてであります。

上水道事業につきましては、配水管移設工事として大曲駅前第二地区土地区画整理事業に伴う工事延長50m、業務委託として昨年度に引き続き大曲地域の、大曲、花館、四ツ屋、藤木、角間川地域及び仙北地域の高梨、橋本地区を対象に1万2,606戸の漏水調査を、また、平成19年度に施工した配水管延長1万3,140m並びに給水の申し込みがありました379件の給配水管台帳図補正業務を、それぞれ5月下旬に発注済みであります。

簡易水道事業につきましては、工事請負費に継続費を設定しております西仙北地域の、大沢郷地区簡易水道施設整備事業について、浄水施設管理棟建屋工事、第一配水池築造工事及び配水管布設工事に着手しております。

同じく西仙北地域の刈和野地区、中仙地域の入角地区及び仙北地域の戸地谷地区簡易水道施設整備事業につきましては、現在、それぞれの実施設計業務を行っており、今後、順次工事を発注していく予定であります。

次に、教育委員会関係についてであります。

4月に誕生した協和小学校の児童につきましては、バス通学等において協和中学校生徒や保護者・教職員、地域の方々の手厚いサポートにより、安全に登下校しているところであります。

「こころふれあうさわやか大仙事業」としての中学生サミットが5月14日に開催され、本年度は住民へのあいさつ運動としての「おはようプロジェクト」を継続するとともに、「Recycle」「Eco」「Volunteer」の頭文字をとった「REVVOプロジェクト」を展開することとし、水資源の有効活用をテーマに実践することになりました。

国の教育振興基本計画や新学習指導要領への移行を踏まえ、すべての子供が自立して社会で生きていく基礎を育てるため、教育の質を高め、信頼を確立する学校づくりを支援する教育行政の体制の整備・充実に、引き続き努めてまいります。

かみおか幼稚園保育園一体型施設建設事業につきましては、外構工事について6月2日に発注し、10月末にすべての工事が完了の見込みです。

生涯学習の推進につきましては、本年度から3カ年間にわたる新たな国の委託事業として、地域教育力の再生を目的に、学校と地域との連携を図りながら学校を支援していく「学校支援地域本部事業」を本年度は神宮寺小学校区と協和小学校区を対象に推進す

るため、事業採択に向けて作業を進めております。

また、社会教育施設で開催する各種講座、教室、スポーツ、サークル活動等を紹介する「2008・大仙市生涯学習ガイド」を発行し、年間を通じた生涯学習情報の提供に努めてまいります。

各地域で開催する出前民謡「ふるさと民謡めぐり」につきましては、去る5月10日に大曲公演を市民会館を会場に開催し、10月以降は、各地域で順次開催してまいります。

文化財保護につきましては、池田家より寄贈いただきました国指定名勝池田氏庭園と構造物の保存整備を進めております。このうち、3年目となります洋館修復工事は、躯体補強が完了し、本年度は外壁タイルの補修や金唐草紙の復元等を行うこととしております。

また、池田家の払田の分家庭園が、5月16日に国の名勝追加指定として文化庁の文化審議会から文部科学大臣に答申されております。今後は、本家庭園と併せて保存・整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の池田氏庭園特別公開は6月14日・15日と11月8日・9日を予定しております。

市指定文化財につきましては、佐竹藩主に差し上げる水を汲み上げたとされる大曲地域の「御前井」を合併後初の市指定文化財に指定しております。

市民の皆様から文化財への関心を高めていただくため、4月29日から5月6日まで、中仙市民会館ドンパルにおいて、大仙市美術愛好会が主催し開催された鈴木空如画伯の「法隆寺金堂壁画模写」の公開を後援し、好評を博したところであります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ・レクリエーションの推進の指針となるべきスポーツ振興計画を策定することとしております。今後は、各関係機関をはじめ、一般公募の委員を含めた策定委員会を組織し、意向調査等により広く市民の声を反映させた振興計画を、12月までに策定することとしております。

全国高等学校総合体育大会につきましては、これまで各県単独の持ち回りで開催されておりましたが、2巡目となる平成23年度からは、ブロック単位での開催が決定となり、北東北ブロック3県での開催となったところであります。

本県では10競技を開催する方向で検討されており、そのうち昨年の秋田わか杉国体で総合優勝を飾ったなぎなた競技の本市開催について、先般、県と関係団体から打診を

受けたところであり、開催受託の方向で検討してまいりたいと考えております。

総合図書館事業につきましては、4月から市内7館の開館日数と開館時間を統一し拡大するとともに、引き続き利便性の向上を図るため、平成21年度には、さらに開館日を増やす方向で検討いたしております。

次に、平成19年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算状況につきまして、その概況を申し上げます。

一般会計は、実質収支で約8億3,700万円の黒字決算となる見込みであります。これは、歳出における一般経費の節減に努めたことが主な要因であります。除雪経費が掛かり増しになったことなどから、昨年度に比べ5億4,300万円ほど黒字幅が縮小する見込みであります。

実質収支は黒字であります。前年度からの繰越金及び財政調整基金繰入金を控除した実質単年度収支では赤字の見込みであります。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計の事業勘定については、実質収支で約6,500万円の黒字決算となる見込みであります。財政調整基金の取り崩しと前年度からの繰越金を控除した実質単年度収支では約2億9,800万円と大幅な赤字の見込みであります。

このほか、特別会計の実質収支は、国民健康保険事業特別会計の診療所勘定、学校給食事業特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び大沢郷財産区を除く各財産区特別会計で黒字決算となっております。

老人保健特別会計は、医療費国庫負担金及び県負担金が予算額どおり交付されなかったことから4,917万8千円の赤字決算となりましたので、平成20年度の歳入を繰り上げて充用することとし、5月30日付で専決処分をさせていただきましたので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、歳入不足となった国庫負担金及び県負担金については、平成20年度において全額交付されることとなっております。

このほかの特別会計の実質収支は、ゼロとなっております。

また、企業会計の決算状況では、水道事業会計が収益的収支において1億700万円の純利益があり、病院事業会計の収益的収支は、900万円の黒字決算となっております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、大仙市の将来都市像である「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の創造に向けて、なお一層努力してまいりたいと存じますので、市民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして招集のあいさつと諸般の報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

午前10時45分 開 議

○議長（大坂義徳君） これより本日の会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（大坂義徳君） 日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。

議員の所属会派の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

【事務局朗読】

○議長（大坂義徳君） ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、変更になった諸君は、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

議席移動のため、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休 憩

.....

午前10時48分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番千葉健君、11番渡邊秀俊君、12番金谷道男君を指名いたします。

○議長（大坂義徳君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月25日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

○議長（大坂義徳君） 日程第4、この際、諸般の報告をいたします。

総務常任委員会に所属している24番橋本五郎君から建設水道常任委員会へ、建設水道常任委員会に所属している22番本間輝男君から総務常任委員会へ、それぞれ所属を変更していただきたいとの申し出がありましたので、委員会条例第8条第2項の規定により、議長において両君の常任委員会の所属を本日からそれぞれ申し出のとおり変更いたします。

次に、議会の委任による専決処分報告2件、公社並びに第三セクターにかかわる平成19年度決算及び平成20年度事業計画14件、平成19年度大仙市継続費繰越計算書、平成19年度大仙市繰越明許費繰越計算書及び平成19年度大仙市上水道事業会計予算繰越計算書が市長から、例月現金出納検査結果が市代表監査委員から、それぞれ提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（大坂義徳君） 日程第5、議会運営委員会の委員の辞任についてを議題といたします。

本日、21番高橋幸晴君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

地方自治法第117条の規定により、高橋幸晴君の退席を求めます。

【21番高橋幸晴君 退場】

○議長（大坂義徳君） 委員会の辞任には、委員会条例第13条の規定により議会の許可が必要であります。

お諮りいたします。高橋幸晴君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、高橋幸晴君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

【21番高橋幸晴君 入場】

○議長(大坂義徳君) お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員に1名の欠員が生じました。この際、議会運営委員会委員の選任についてを直ちに日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任についてを議題とすることに決しました。

○議長(大坂義徳君) 追加日程第1、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において23番門脇一男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました門脇一男君を議会運営委員会委員とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、門脇一男君を議会運営委員会委員とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。午前11時5分に再開したいと思います。

午前10時53分 休 憩

.....

午前11時05分 再 開

○議長(大坂義徳君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(大坂義徳君) 日程第6、報告第10号から日程第32、議案第151号までの27件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

はじめに、お手元の資料のうち、No. 1の議案書をご覧いただきたいと思います。

はじめに、1ページから28ページまでになります。

報告第10号、専決処分報告の大仙市税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律などが平成20年4月30日に公布され、一部を除き公布の日から施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会に報告し承認をお願いするものであります。

改正の主な内容についてであります。第1点は個人市民税の改正であり、まず、寄附金控除の拡充として所得税の控除対象寄附金のうち、市が条例で指定した寄附金を控除の対象に追加するほか、現行の所得控除方式から税額控除方式に改め、控除率を6%とするものであります。

また、控除対象限度額を総所得金額等の25%から30%に引き上げ、控除の適用下限額を10万円から5千円に引き下げるものであります。

さらに、都道府県または市区町村に対する寄附金につきましては、ただいまの税額控除と併せて5千円を超える部分について所得割額の10%を限度として税額控除するものであります。

次に、公的年金等からの特別徴収制度の創設であります。65歳以上の一定の要件を満たす方々について平成21年10月支給分の公的年金等から個人市民税を特別徴収するものであります。

次に、上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得に係る軽減税率について、一定の経過措置を設けて平成20年12月31日をもって廃止するとともに、平成22年度から上場株式に係る損益通算を可能とするほか、住宅借入金等特別税額控除など他の特別措置についても所要の改正を行っております。

改正の第2点は、固定資産税に係る改正で、認定長期優良住宅に係る減額措置や住宅の熱損失防止改修工事に係る減額措置を設けるものであります。

このほか所要の条文整備を行い、一部を除き条例公布日である平成20年4月30日から施行しております。

次の報告第11号につきましては、後ほど補正予算書によりご説明申し上げます。

次に、30ページから32ページまでとなります。

議案第127号、大仙市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、ただいまの報告第10号でご説明申し上げました大仙市税条例の一部改正時におきましては、個人市民税の寄附金控除制度の拡充について、条例で指定できる控除対象寄附金に関する市の方針が未定であったことから指定を見送ったところではありますが、今般、県の動向等も勘案し指定するものであります。

まず、地方独立行政法人、学校法人、社会福祉法人などに対する寄附金につきましては、市内に事務所または事業所を有する法人に対する寄附金であることを要件として指定するほか、美郷町所在の後三年鴻声の里を運営する社会福祉法人水交会に対する寄附金につきましても、当該施設が大曲仙北広域市町村圏組合で運営されていた経緯を踏まえ指定したい考えであります。

また、公益信託につきましては、秋田県が許可した公益信託に対する金銭を指定するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、33ページと34ページになります。

議案第128号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、引用条項の整理等を行うもので、手数料を徴収する事項のうち戸籍に係る各証明を行う根拠とすべき法の条項を追加するほか、所要の文言整理を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、35ページから37ページまでになります。

議案第129号、大仙市協和自然資源等活用型交流促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、通称大盛館の管理及び運営について、平成21年度から指定管理者制度を導入するため、必要な基本的事項を定めるとともに所要の条文整理を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、38ページと39ページになります。

議案第130号、大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、中仙地域の田ノ尻地区に整備中の農業集落排水施設について、平成20年10月1日から供用を開始するため、施設の名称、処理場の位置、処理区域及び使用料を規定するものであり、使用料につきましては中仙地域の既存の農業集落排水施設と同額としております。

次に、40ページと41ページになります。

議案第131号、大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市の機構改革により、大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会の庶務を新たに設置した企業対策室に移管したことに伴い所要の改正を行うものであり、公布の日から施行することとしております。

次に、42ページから45ページまでになります。

議案第132号、大仙市八乙女温泉さくら荘設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、中仙地域の八乙女温泉さくら荘の管理及び運営について、平成21年度から指定管理者制度を導入するため、必要な基本的事項を定め、公布の日から施行するものであります。

また、入浴料につきましては、指定管理者制度を導入している他の温泉施設の入浴料設定の基準に合わせるもので、現行の小人50円を大人200円の2分の1に相当する100円とするほか、回数券を廃止することとし、平成21年4月1日から施行するものであります。手持ちの回数券は平成22年3月31日まで有効としております。

次に、46ページと47ページになります。

議案第133号、大仙市南外ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、現在、休憩及び宿泊用の和室と休憩用の和室を区別して運用している南外ふるさと館について、繁忙期における利用者の利便と施設の利用率の向上を図るため、今般、大広間を除く和室についてこの区別を廃止し、休憩及び宿泊用として統一することとし所要の規定の整備を行うものであり、公布の日から施行することとしております。

次に、48ページ・49ページになります。

議案第134号、大仙市福祉関係計画審議委員会条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、ご説明申し上げます。

本案は、老人保健法の一部改正により老人保健計画の規定が削除されたことから、大仙市福祉関係計画審議委員会の所掌事項のうち同計画に係る規定を削除するとともに、審議委員会の組織をより充実させるため委員数を20人から25人に増加するものであり、併せて所要の条項整理を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、50ページと51ページになります。

議案第135号、大仙市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部改正に伴い、診療報酬の算定方法などの基準が改められたことから、それらの名称に係る文言整理を行うものであり、公布の日から施行することとしております。

次に、52ページと53ページになります。

議案第136号、大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、協和地域の米ヶ森公園の管理及び運営について、平成21年度から利用料金制をとる指定管理者制度を導入するため所要の条文整備を行うものであり、公布の日から施行することとしております。

次に、54ページと55ページになります。

議案第137号、大仙市立大曲病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部改正に伴い、診療報酬の算定方法などの基準が改められたことから、それらの名称に係る文言整理を行うものであり、公布の日から施行することとしております。

次に、56ページから58ページになります。

議案第138号、大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、公民館の管理について指定管理者制度を導入できるようにするため、必要な基本的事項を定めるとともに所要の条文整備を行い、公布の日から施行するものであります。

なお、平成21年度からは協和公民館淀川分館に指定管理者制度を導入する予定であ

ります。

次に、５９ページと６０ページになります。

議案第１３９号、大仙市営野球場条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、大仙市営野球場のうち大仙市サン・スポーツランド協和野球場及び大仙市営太田球場に既に指定管理者制度を導入しておりますが、他の野球場についても指定管理者制度を導入できるようにするため所要の改正を行うものであり、公布の日から施行することとしております。

なお、平成２１年度からは大仙市営八乙女球場に指定管理者制度を導入する予定であります。

次に、６１ページから６３ページまでになります。

議案第１４０号、大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、大仙市テニスコートのうち太田テニスコートに既に指定管理者制度を導入しておりますが、他のテニスコートについても指定管理者制度を導入できるようにするため所要の改正を行うものであり、公布の日から施行することとしております。

なお、平成２１年度からは大仙市八乙女運動公園テニスコートに指定管理者制度を導入する予定であります。

次に、６４ページと６５ページになります。

議案第１４１号、大仙市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、大仙市居宅介護支援事業所について、合併以降、複数の事業所の統廃合を経て愛幸園の施設内において事業を運営しておりましたが、平成２０年４月から愛幸園が大仙ふくし会に譲渡されたことに伴い、この事業所の機能を援護福祉課が所管する地域包括支援センター中央に移管し、設置管理運営規則を定め事業を継続運営することとし本条例を廃止するものであり、公布の日から施行することとしております。

次に、６６ページと６７ページになります。

議案第１４７号、大仙市ふるさと応援基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成２０年地方税制改正により導入されたふるさと納税制度を活用し、大仙市を応援してくださる方々から広く寄附金を募るとともに、当該寄附金を基金として積

み立てて事業に活用していくため、大仙市ふるさと応援基金を設置するものであります。

寄附金を活用する事業につきましては、魅力ある観光資源を活用した観光交流に関する事業、老いを楽しみ地域が支える高齢者福祉に関する事業、次代に残す豊かな自然環境の保全に関する事業、すこやかな成長を願う子育てと教育の充実に関する事業の4つの事業とし、寄附金の額、事業の実施時期等から、市長が特に必要と認めるときは基金に積み立てずに当該寄附金を事業に充てることができることとしております。

このほか基金の管理などに関する所要の規定を設け、公布の日から施行するものであります。

次に、68ページから77ページまでになります。

議案第143号、大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設条例の制定について、及び議案第144号、大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設条例の制定については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

協和地域の農林水産物直売・食材供給施設及び遺跡・陶芸の里交流施設の管理につきましては、旧協和町当時に合併をはさんだ協定期間で指定管理者制度を導入していたため、それぞれ旧協和町の条例を暫定施行していたものであります。この協定期間が平成21年3月31日をもって満了することから、指定管理者の更新に合わせ所要の規定の見直しを行った上で、それぞれ大仙市条例として改めて制定するものであり、所要の経過措置を設け、公布の日から施行することとしております。

なお、これに伴い、附則で協和町農林水産物直売及び食材供給施設設置条例及び協和町遺跡・陶芸の里交流施設設置条例は廃止するものであります。

次に、78ページから87ページまでになります。

議案第145号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、ご説明申し上げます。

本案は、太田地域の惣行辺地において、辺地対策事業債を活用した太田農村体験の里の新規取水施設整備事業及び給水施設整備事業を議案記載のとおり実施するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画を策定する必要があることから、同法第3条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、88ページになります。

議案第146号、大仙市寺館地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について、ご

説明申し上げます。

本案は、大仙市寺館地域ふれあいセンターの指定管理者として地元の集落会でありま
す寺館部落会を指定するもので、指定期間は平成20年7月1日から平成25年6月
30日までの5年間としております。

次に、89ページになります。

議案第147号、市道の路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

本案は、大曲地域で国が施工しております間倉築堤工事による間倉8号線の一部付け
替えに伴い当該路線を認定及び廃止するほか、協和地域の小学校統合により荒川小学校
線が協和小学校敷地となったことに伴い当該路線を廃止するものであります。

次の議案第148号につきましては、後ほど補正予算書によりご説明申し上げます。

次に、90ページから97ページになります。

議案第149号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明
申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律並びに地方税法等の一部を改正する法律
などの公布及び施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容についてであります。第1点は後期高齢者医療制度の創設に伴い、従来
の基礎課税額について、これを基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額に分けて課税す
ることとしたこととあります。なお、課税限度額は法改正に基づき、総体で3万円の引
き上げとなりますが、税率は据え置くこととしております。

これにより課税限度額を基礎課税額分には47万円、後期高齢者支援金等
課税額分には12万円とするものであり、課税額につきましては従来の基礎
課税額を基礎課税額分8割と高齢者支援金等課税額分2割に按分することとし、被保険
者所得割額の税率を基礎課税額分100分の8、高齢者支援金等課税額分100分の2、
被保険者均等割額については基礎課税額分1万6,800円、高齢者支援金等課税額分
4,200円とし、世帯別平等割額につきましては基礎課税額分2万6,400円、後
期高齢者支援金等課税額分6,600円とするものであります。

なお、これまでの所得に応じた7割・5割・2割の減額措置は継続することとしてお
ります。

また、国民健康保険被保険者2人の世帯で、一方が後期高齢者医療制度に移行する場
合における5年間の減額措置を新設するものであります。

改正の第2点は、公的年金等に係る国民健康保険税の特別徴収制度の創設で、世帯主である一定の要件を満たす65歳以上の方々について、平成20年10月支給分の公的年金等から国民健康保険税を特別徴収するものであります。

このほか所要の条文整備を行い、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものであります。改正後の規定は一部を除き平成20年度分の国民健康保険税から適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

続きまして、資料No. 2の「5月補正（専決）予算書」をご覧くださいと思います。

はじめに、1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第11号、平成20年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成19年度の老人保健特別会計の国庫負担金と県負担金におきまして歳入不足が生じたことから、地方自治施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てるため、平成20年度老人保健特別会計予算に前年度繰上充用金を補正したものが主な内容であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,457万6千円を追加し、補正後の予算総額を10億4,191万6千円としたものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年5月30日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

補正予算の概要につきまして、ご説明いたします。

6ページになります。

歳入2款国庫支出金は、医療費国庫負担金として5,966万1千円の補正。

3款県支出金は、医療費県負担金として1,491万5千円の補正であります。

次に、歳出3款諸支出金は、平成19年度の医療費交付金と審査支払手数料交付金の超過交付に伴う返還金として2,539万8千円の補正であります。

次の8ページになります。

4款前年度繰上充用金は、平成19年度の歳入不足に充てる繰上充用金として4,917万8千円の補正であります。

以上であります。

次に、お手元の資料No. 3の6月補正予算書をご覧いただきたいと思います。「一般会計補正予算（第3号）」と書いてある6月補正予算書であります。

はじめに、1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第148号、平成20年度大仙市一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、県補助事業費の採択や幼保一体型施設開設に係る経費、太田地域における辺地債を活用した事業費及び大曲中学校屋内体育館建設に係る実施設計費などの補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6,479万6千円を追加し、補正後の予算総額を416億9,742万4千円とするものであります。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。

債務負担行為の補正であります。

大仙市寺館地域ふれあいセンター指定管理料につきまして、期間を平成21年度から平成25年度の5年間とし、限度額を593万7千円とするものであります。

次に、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により歳入から順にご説明申し上げます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

14款国庫支出金は、住民基本台帳電算処理システム改修費交付金として92万4千円の補正であります。

15款県支出金は、4,994万3千円の補正であります。

県補助金につきましては、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金など4,150万4千円の補正であります。

委託金につきましては、学校支援地域本部事業費委託金など843万9千円の補正であります。

16款財産収入は、土地売払収入として1,372万2千円の補正であります。

18款繰入金は、町内集落会館整備費貸付基金繰入金として366万円の補正であります。

19款繰越金は、前年度繰越金として9,095万2千円の補正であります。

20款諸収入は次のページまでわたっておりますが、コミュニティ事業助成金、地域公共交通システム運行事業委託金などとして1,919万5千円の補正であります。

2 1 款市債は、大曲中学校屋内体育館建設に係る中学校施設整備事業債、太田地域の農村体験の里整備事業債などとして8,640万円の補正であります。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

2 款総務費は3,601万5千円の補正であります。

主な内容といたしまして、韓国唐津郡青少年交流事業費は、8月に韓国唐津郡へ青少年訪問団を派遣する経費として78万4千円の補正、地域公共交通システム運行事業費は、国の補助事業の関係で民間の事業者や利用者代表を構成員とする地域公共交通活性化再生協議会が事業主体となることから、市からの負担金として1,052万3千円の補正、町内集落会館建設費等補助金は、新築1件、改修4件、浄化槽の設置に伴う改修が2件の合計7件の補助申請がありましたので、それぞれ補助要項に基づき、合わせて910万8千円を補正するものであります。

次に、12ページになります。

3 款民生費は3,435万9千円の補正であります。

内容といたしまして、老人憩の家管理費は、中仙地域の老人憩の家睦荘の廃止に伴う建物解体費用として393万6千円の補正、認可保育所管理運営費は、現在建設中であり、神岡地域の幼保一体型施設が11月1日より開園する予定でありますので、5カ月分の管理運営費として436万8千円の補正、また、幼保一体型施設開設準備経費（神岡）につきましては、新施設の保育備品及び厨房用消耗品などとして2,605万5千円の補正であります。

4 款衛生費の環境基本計画及び行動計画策定経費は、大仙市環境基本条例に基づき、市民、事業者、業者が一体となった推進方策を示す基本計画と、その具体的な行動指針を示す行動計画を策定する経費として165万2千円の補正であります。

14ページになります。

6 款農林水産業費は、6,124万3千円の補正であります。

主な内容といたしまして、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費は、補助対象者の増加見込分の補助金として5,882万9千円の補正、秋田県水と緑の森づくり税関連事業費は、県補助事業の採択に伴い、ふれあいの森整備支援事業費などに要する経費として220万円を補正するものであります。

7 款商工費は、6,494万4千円の補正であります。

主な内容といたしまして、企業誘致対策費は11月に東京都内で開催を予定しており

ます大仙市首都圏企業懇話会に係る経費として160万7千円の補正、空き工場等再利用助成金は、空き工場を取得して操業を開始した会社に対する補助金として400万5千円の補正、西仙北ぬく森温泉管理費は、ユメリアの非常照明設備の修繕に係る経費として210万5千円の補正、太田地区農村体験の里管理費は、慢性的な水量不足を改善するため、さく井工事及び給水設備工事等を実施する経費として5,617万5千円を補正するものであります。

16ページになります。

8款土木費は、2,087万2千円の補正であります。

主な内容といたしまして、真木真昼県立自然公園内市道整備費は、斜面崩壊防除対策工事費として2,032万円の補正、市営住宅維持管理費は、南外地域のテレビ共同受信施設のデジタル放送対応改修に伴う負担金として55万2千円を補正するものであります。

次に、9款消防費は223万5千円の補正であります。

主な内容といたしましては、消防施設維持管理費は、協和地域船岡合貝地区のサイレン塔撤去に伴う経費として23万5千円の補正、コミュニティ助成事業費（自主防災組織育成）は、財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業の採択により、大曲地域の日の出町内会防災・防犯の会に対する補助金として200万円の補正であります。

18ページになります。

10款教育費は、4,347万6千円の補正であります。

主な内容といたしまして、校舎等維持補修及び施設整備費は、各学校体育館への市民の歌パネル取り付けに要する経費として、小学校費において協和小学校を除く25校分233万7千円、中学校費において12校分112万2千円の補正、農山漁村におけるふるさと生活体験推進事業費は、国の委託事業として内小友小学校が指定を受けたことに伴い、その経費として340万3千円の補正、大曲中学校屋内体育館建設事業費は、来年度からの建設に向けた実施設計委託料の経費として1,455万1千円の補正、学校支援地域本部事業費は、地域全体で子供を育む環境を整備する経費として、神宮寺小学校と協和小学校が国の補助事業採択の内示を受けたことに伴い465万円の補正、池田氏庭園管理費は、池田氏払田の分家庭園につきまして、国名勝の追加指定がなされる見込みであることから、その維持管理経費として95万8千円の補正、保健体育総務費

補助金につきましては、スポーツ少年団大会派遣費補助金として687万7千円を補正するものであります。

以上であります。

次に、お手元の資料No. 4の6月補正予算書をご覧いただきたいと思います。

はじめに、1ページになります。

議案第150号、平成20年度大仙市一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国民健康保険税の税率据置に伴い、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ財政支援を行う繰出金の補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億円を追加し、補正後の予算総額を418億9,742万4千円とするものであります。

補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

6ページになります。

歳入18款繰入金は、財政調整基金繰入金として2億円の補正であります。

歳出3款民生費は、国民健康保険事業特別会計繰出金として2億円の補正であります。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。

議案第151号、平成20年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定に係る補正であり、保険給付費の増見込み、後期高齢者支援金及び介護納付金の確定、退職医療費交付金の精算に伴う返戻金の補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億4,303万4千円を追加し、補正後の予算総額を98億322万9千円とするものであります。

補正予算の概要について、事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

14ページになります。

1款国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者等を合わせて6億1,232万8千円の減額補正であります。

3款国庫支出金は、療養給付費負担金、財政調整交付金、特別調整交付金として2億9,048万3千円の補正であります。

4款療養給付費交付金は、1億9,643万1千円の補正であります。

5款前期高齢者交付金は、前期高齢者交付金現年度分として1億3,339万4千円の補正であります。

9 款繰入金は 2 億 6, 9 8 9 万円の補正であり、財政調整基金繰入金として 6, 9 8 9 万円の補正、それから、次のページになりますが一般会計繰入金として 2 億円の補正であります。

1 0 款繰越金は、前年度繰越金として 6, 5 1 6 万 4 千円の補正であります。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

2 款保険給付費は、1 9 年度の医療給付実績に基づき、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費並びに一般被保険者高額療養費として 2 億 5, 8 6 1 万 5 千円の補正であります。

1 8 ページになります。

3 款後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金の確定により、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金として 1 億 4 6 0 万 6 千円の補正であります。

4 款前期高齢者納付金等は、前期高齢者納付金の確定により、前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金として 4 9 万 8 千円の補正であります。

2 0 ページになります。

5 款老人保健拠出金は、拠出金額の確定により、老人保健医療費拠出金及び老人保健事務費拠出金として 8 8 5 万 3 千円の補正であります。

6 款介護納付金は、納付金額の確定により 7, 3 7 5 万 6 千円の減額補正であります。

2 2 ページになります。

1 0 款諸支出金は、平成 1 9 年度退職医療費の精算に伴う返戻金として 4, 4 2 1 万 8 千円の補正であります。

以上であります。

以上、上程議案等につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これにて、本定例会に上程された議案等についての説明が終了いたしました。

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。議案等調査のため、6 月 1 0 日から 6 月 1 6 日までの 7 日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、6 月 1 0 日から 6 月 1 6 日まで

の7日間、休会することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる6月17日、本会議第2日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前11時43分 散 会

